

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

きょうは、岩城新法務大臣、文科の義家副大臣、そして総務省兼内閣府の松下副大臣、よろしくお願いたします。

最初に、私のきょうの質問の問題意識をお話ししたいと思います。

日本国憲法は、御案内のとおり、国家統治の仕組みとして三権分立ということを定めているわけです。国家権力の抑制と均衡を図って、国家権力の暴走によって国民の権利が侵害されないようにという趣旨です。

ところが、最近、今の国会の情勢もそうだけれども、憲法五十三条の規定に反して立法院である国会は開かれぬ。また、それによって、行政を監視、是正する機能が国会では弱まっている。

他方、三権のもう一つ、司法については、現在の法曹養成制度のもとで法曹志願者が激減を続けている。このままでは、中長期的には、裁判を通じて、人権のとりでとして、警察、検察を含む行政権を監視、是正する機能が維持できるか、不安に思っています。

そうした中で、今般、マイナンバーによって、行政権が国民のプライバシーを捕捉しやすくなる。あるいは、特定秘密保護法によって、行政権に都合な情報は国会にも国民にも知られにくくなる。こういう状況もあります。このままでは、三権分立ではなくて、行政権に国家権力が集中して、権力が暴走しても誰もとめられない一権突出になってしまうのではないか、そういう不安を持っています。

このような問題意識から、きょうは、時間が許される限りにおいて、法曹養成制度、マイナンバー、特定秘密保護法についてお尋ねしたいと思います。

最初に、文科副大臣に法科大学院の問題についてお尋ねします。

まず、資料一をごらんになってください。

この棒グラフ、実は、昨年の同じ時期にも一年前の数字をお示したところであり、これは何を意味しているかというと、法科大学院に入学するには、その前提として適性試験というものを受けてははいけません。その適性試験を受けた人が、次の年に法科大学院に入学を志願して、そして許された者が法科大学院に進む、こういう制度になっています。この数字を平成二十三年から

見ていただきますと、一目瞭然で、適性試験の実験者数も法科大学院全体の実入学者数も右肩下がりになってきたというわけです。

しかも、これをより詳しく見ていきますと、適性試験の受験者よりも法科大学院の実入学者の減り方は少ない。つまり、競争倍率が下がってきているわけですね。競争倍率が下がってきているということは、普通に考えれば、入学者の質も下がってきている、こういうふうに推察できるわけです。

こういう中で、そもそもこの法曹養成制度、どういう理念だったかというと、質量ともに豊かな法曹を輩出するというのが理念であったわけです。まさにこれと反するような数字の状況になっていると思うんですが、私は常々この委員会でも言っているんですが、法科大学院を中核とする法曹養成制度というものは、残念ながら失敗だったのではないかと思っています。まず、その点について副大臣の御所見をお聞かせください。

○義家副大臣 私、副大臣就任の前、自民党内の法科大学院PTに所属しまして、インナーで何十回も議論をしてみました。

まず、今スタートしている、国家の意思としてスタートしたこの法科大学院制度ですが、失敗と断じるのではなく、危機感を持って不断な改革をしていくことが現在求められている、そういうふうに認識しております。

○階委員 危機に陥ったということ自体が私は失敗だと思っております。本来であれば、改革して前よりよくなる、もっと質、量ともに豊かな法曹

が育つ、そういう環境をつくるべきだったのに、実際そうなっていないくて、危機になっているわけですから、これは端的に言えば失敗だったのではないかと、これを、まず申し上げます。

その上で、私はこの問題については、実は、私たちが政権担当当時、総務大臣政務官として政策評価という形で取り組んできました。実は、その政策評価に基づいて毎年フォローアップというのを実施して、政策評価の結果幾つか勧告した内容について担当の役所がちゃんと対応しているかどうか、これをチェックしているわけです。直近で、十一月六日に三回目のフォローアップというものを総務省でまとめてきました。この中で、もともとの勧告という中で、「競争性の確保」ということで、「法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が二倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していく」、こういうことを言っております。これに対して文科省は、競争倍率二倍の確保についてさまざまな取組をしてくれており、毎年その点については回答をまとめてきている。

この競争倍率二倍の確保というのは大変重要な目標だということは文科省も御認識されているというふうに理解していますが、実際の、先ほどの資料のとおり、見ていただきますと、実は昨年からは、競争倍率二倍というのはこの全体の数字です、個別の法科大学院ではなくて、全体で見た場合はもう割り込んできている。

こういう中で、競争倍率二倍の確保をもし本当に重視するのであれば、今出ている数字、平成二

十七年の適性試験の実受験者数は三千六百二十一人と出ておりますから、当然のことながら、法科大学院の入学者は千八百人程度となるのが妥当ではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○義家副大臣 本年六月の法曹養成制度改革推進会議の決定では、当面の間、毎年千五百人程度は司法試験合格者が輩出されるように必要な取り組みを進め、さらにはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるために、今後より多くの質の高い法曹が輩出され活躍する状況を目指すべきとされております。これは委員御存じのとおりであります。

それを受けて、中央教育審議会で、千五百人の合格者を輩出するために必要な定員数の試算や、過度な定員削減による教育力の低下の可能性、実際の入学者数等を踏まえ、目指すべき定員規模を二千五百人としつつ、適切な競争倍率の維持や志願者増のための取組の必要性を指摘したものと認識しております。

文部科学省といたしましては、公的支援見直し加算プログラム、これを導入いたしましたして、めり張りある予算配分を通して法科大学院に自主的取組を促している、現在進行形で行っているところでありますが、同プログラムの見直しにより適切な定員設定や競争倍率維持をさらに推進してまいりたいというふうに思っております。

○階委員 今、定員を二千五百人に削減するということもお話ありましたけれども、この二千五百人という数字と競争倍率二倍の確保というのは、直近

のデータを見る限り矛盾しているのではないかと思っています。今、三千六百二十一人という適性試験の受験者しかないわけですね。二倍だったら千八百人にしかならないので、なぜ二千五百人も必要なのかというふうに思うわけです。どうして二千五百人必要なんですか。

○義本政府参考人 お答えいたします。階議員御指摘のとおり、志願者数が減になって、あるいは競争倍率が二倍を下回って、直近では一・八七ということになってございまして、これは私どもとしてはしっかり危機意識を持って取り組まないといけないと思っております。どうして

一方、具体的な定員設定につきましては、これは法曹養成制度改革推進会議の決定におきまして、千五百人程度をベースにしながら、さらに需要を見た上で考えていくということ、質、量ともに豊かな法曹をつくっていくということがベースでございます。

一方、先ほど副大臣から答弁させていただきましたように、適切な競争倍率の維持、それから志願者の増につきましては、例えば倍率につきましては、認証評価制度の中において一つの目安として二倍という競争倍率を持ち、それを下回るところについては一定の指導をしていくのですか、それから加算プログラムにつきましては、従来では競争倍率につきましてはその見直しの基礎的な指標にはしていなかったところでございますけれども、司法試験の合格率、入学定員の充足率に加えて、今後新たに基礎額の指標として競争倍率

を導入しまして、学生の質の確保を促していくという形で合格率の向上に努めていきたいと思っております。

一方、先ほどお話がございましたように、これまでのデータによりますれば、入学者あるいは定員はなかなか厳しい課題がございますけれども、あわせて法曹の魅力をしっかりお伝えするということも並行して、日弁連あるいは関係機関と協力してやらせていただいているところでございまして、個別の取り組み、特に課題があるところについては個別に指導させていただいて、今やっているところがございます。そういう中においてしっかりと取り組みをし、競争倍率を確保するとともに、志願者の増について文科省としても努めてまいりたいと存じます。

○階委員 私は、質、量ともに豊かな法曹養成ということには賛成します。ただし、その前提として、もし二千五百人という定員を必要だと思ふのであれば、やはり最低でも五千人ぐらいは、つまり二倍ぐらいは志願者が出てくるような、そういう改革をしないと意味がないと思っているんですね。

二倍に足らないところは個別の法科大学院の支援を打ち切っていくみたいなお話もありますけれども、それは二倍という数字が法科大学院をどんどん縮小させて、むしろ法曹養成がどんどん質、量が貧弱になっていく方向になっていって、私は、五千人にふやすということを目標にした方がより建設的ではないかと思ひますし、これから四年間、集中改革期間の間で二倍の五千人に最低

ふやすというような目標を掲げるべきではないかと思ひますが、義家副大臣、これは今お話を伺っている中で私が率直に思ったことなので通告はしていません、政治家として、副大臣としての御所見を伺います。

○義家副大臣 階議員の危機感、そして法曹が今後担っていく重要性についての認識は私も共有するものであります。

私は、政治というのは、理想をしっかりと見据え、常に絶えず研さんを積むことは大事だと思ひていきますけれども、まず目の前の現実を直視し、適切な改善や適切な改革を行っていくことによつて理想に近づいていくということが求められる仕事であろうというふうに思っております。大きな理想を掲げることでも大事ですけれども、まずは、今の法科大学院の実態に即して、でき得る限りの改革をすることによつて、新たな理想を生み出していく環境をつくり上げてまいりたいと思っております。

○階委員 冒頭で危機感を持っていると言っている割には、余りにも悠長な発言だったと思ひます。私はこの委員会でも既に申し上げていますが、私も、この四年間の集中改革期間が終わつても修了者の合格率七割が達成できないような場合には、法科大学院を中核とする法曹養成制度というものは諦めて、私は、法科大学院を出なければ原則として受験資格が与えられないという仕組みや、あるいは、そもそも法科大学院の志願者がそれだけ少ないのであれば、今の和光にある司法研修所に二千人なら二千人最初から入れて徹底的に鍛え上

げる方がよつぽど法曹養成には合っているのではないかと思ひています。

それぐらいの覚悟を持つて、この四年間、集中改革に取り組む、そういう意思を示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○義家副大臣 覚悟については文部科学省全体で共有しております。

○階委員 覚悟を共有しているということですので、きょうはこの程度にさせていただきます。

ありがとうございます。どうぞ御退席ください。

それで、司法試験の問題について、法務大臣にお伺いします。

以前、この委員会でも、昨年の司法試験の結果を取り上げたことがあります。そのときは、合格者数が減少し、合格点も大幅に下がっているということでした。それを踏まえて、受験生の質の低下が進んでいるのではないかと指摘をさせていただきました。

翻つてことしなんですけど、ことしは逆に、合格者がふえて合格点は大幅に上昇している。しかし、平均点の方も大幅に上昇しているので、ややうがった見方をすると、去年より受験生の質が向上したというよりは、問題を易しくして平均点と合格点を上昇させて、受験生の質が上がつたように偽装しているのではないかと、そういう感もあるわけですね。

ところで、そういうような疑念に対して、問題のレベルや合格者の判定方法について大臣としてはいかに認識しているかということをお答えいた

だけですか。

○岩城国務大臣 お答えをさせていただきます。

委員御承知のとおり、司法試験の合格者の決定は、法曹となるべき能力の有無を判定するという観点から、学識経験を有する審査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が行うこととされており、この審査委員の合議は非公開とされている上、判定に際していかなる事項をどの程度考慮するかは個々の審査委員に委ねられております。

そこで、その内容について私としてどう考えているかということであろうかと思えますけれども、昨年の合格者数からことしの合格者数はふえておりますし、また平均点も上がっているんじゃないかという御指摘がありました。その点につきましてはそのとおりでありますし、今後どう推移するかにつきましては、審査委員の合議によりましてさらにいろいろと総合的に検討していくものと思っております。

○階委員 あともう一問、大臣には司法試験の漏えい問題の再発防止策ということについてもお聞きしたいと思えます。ちよつとこの後の質問もあるものですか、手短にお答えいただけますでしょうか。

○岩城国務大臣 漏えいの問題につきましては、あつてはならないことだと思っておりますし、ワーキングチームをつくりまして、委員御指摘のとおり、さまざまな検討を今進めております。

そして、とりあえず平成二十八年の司法試験については、法科大学院において現に指導している

者は司法試験の問題作成に従事しないことなどの提言をいただきました。それを踏まえて、今、来年に向けた準備を進めているわけでありますが、その後のことにつきまして、ワーキングチームにおいて引き続き漏えい事案の原因究明の調査や再発防止策の検討を行っていくもの、そのように考えております。

○階委員 この点については、問題があればまた改めてお尋ねしたいと思います。

副大臣、お待たせしました。

松下副大臣には、マイナンバーの御担当ということで、今我々も、地元に戻りますとマイナンバーについていろいろ聞かれます。それで、一番よく聞かれるのが、通知カードとセットになって個人番号カード交付申請書というのが送られてきました、この個人番号カードというのを申し込んだ方がいいのかどうかということを聞かれます。

私も、正直言って、結構手続が面倒ですし、これは本当につくる意味があるのかなと思っておりますが、案内を見ますと、「申請してね、個人番号カード」と言っているから、役所としてはつくってもらいたいと思っているんですね。

もし本当にそう思っているらっしゃるのであれば、そのメリットをまずちよつと手短にわかりやすく御説明いただけますか。

○松下副大臣 お答えいたします。

国民にとつて利便性ということだと思っておりますけれども、一番は、今まで自分を証明するものが日本にはなかったわけですが、それを、私はいかような何々ですということが証明できるという

ことがあります。それによつて、添付書類、住民票ですとか自分を証明する免許証とか、そういったようなものがこのカード一つで済んでしまうということ、幾つも証明するものが一つになるというのが一番のメリットだというふうに説明しております。

以上です。

○階委員 まさに本人確認の身分証明書というところが一番のメリットだということで、私は、これが逆にあだになったりしないだろうかということ、これを法律家の立場から思うわけですね。

例えば、今おっしゃったように、個人番号カードをつくると、本人確認の際の身分証明書として金融機関で口座を開設するとき、あるいはクレジットカードやレンタルビデオ店の会員証をつくるなども、提示して、大抵そういうところではコピーをとられますね。コピーをとられて、これが、マイナンバーも一緒にコピーがとられることで不正に取得されて、犯罪に悪用される可能性はないのだろうかと思つていただけます、この点についてはいかがですか。

○松下副大臣 お答えいたします。

一月一日からこの個人番号カードがいよいよスタートするわけですが、実際手にとつてもらつてこの利便性を感じていただきたいんですが、今委員から御指摘いただきましたように、いろいろなところで活用していただきたいというふうに思っています。

そういった意味で、我々は、セキュリティ、このマイナンバーカードが悪用されない、また不

正に使用されないようにさまざまな施策をとつて
いるところでありますが、一つは、先進国では、
後発の利と申しますか、いろいろ教訓がありまし
た、失敗もありました、ほかの国で。それを今回
の日本の方式では是正して、スタートすることに
しております。

今御指摘がありました、例えばビデオ店でのマ
イナンバーカード、これをコピーしていただくとい
うことは今想定しておりませんで、これを提示
するというところであります。免許証の場合はコピ
ーをされたと思うんですけども、この個人番号
カードについては提示をするということで、顔写
真がありますから本人確認が済むということにな
るといふふうに御理解いただきたいと思いま
す。

○階委員 そこは徹底する必要があると思いま
すね、不正を防ぐためには。

事務方で結構なんですけど、今副大臣がおつし
やったように、コピーは許されないとということで
令上はいいんですか。

○宮地政府参考人 お答えを申し上げます。
コピーの点につきましては、このマイナンバーカ
ードにつきましては表面と裏面がございまして、
いわゆる一般のそうした店舗で本人確認の証明と
して使う場合は表面を使うこととなります。

表面のところにつきましては、通常本人確認に
使う情報だけが入っておりますので、これについ
てはコピーも可能だというふうに考えています。
ただ、裏面の方につきましては、番号が上がっ
ておりまして、これは番号を扱える者でないと思
われないという扱いとしております。補足をさせ

ていただきます。

○階委員 そこはぜひ徹底していただきたいのと、
やはり見えないところでコピーをとられちゃうと、
裏面までコピーをとられている可能性も否定でき
ないわけですよ。顧客に見えるところでコピーを
とるといふところまで徹底していただかないと不
安だなというのがありますので、よろしくお願
いします。

それからもう一つ、このセットになつて
いる申請書、いろいろ書いて顔写真も張つて返信用封筒
で送りますと、何やら交付通知書というものが後
日送られてくる。その交付通知書と、この通知カ
ードと、あと本人を確認する書類を持って役所に
来たたら個人番号カードを上げますよ、こういうた
てつけになつていますよね。

さつき、副大臣、本人確認がこれによって便利
になるよと。私は、逆に言うと、本人確認が今不
便な人にこれを持ってもらいたいのには、役所に本
人確認をする書類を持ってこいというのは矛盾で
はないかと思うんですけども、これは、その本
人確認の書類、曖昧な書き方になつていまして、
特に限定しているものではないと思うんですけど、
例えば、自分宛てにきた手紙とかはがきに住所と
か宛名とか書いていますよね。こういったもので
もいいんでしょうか。

○松下副大臣 お答えいたします。
これは、個人番号カードを発行するときに、御
足労でも一回役所に来ていただいて本人確認をす
るわけでございますけれども、具体的には、免許
証とか顔写真が入っているものはそれで足りるの

ですけれども、それ以外は二つ以上の証明書で本
人確認をいたします。

これをお願いしておりますのは、御面倒でも、
十年間有効でありますので、きちっとこの信頼性
を確保、担保する上でも、役所において一人一人
確認をさせていただく作業になつてまいります。
御協力をよろしくお願ひしたいと思います。（階
委員「それで、はがきとか手紙とかでもいいん
ですか、住所、氏名が書かれてあれば。それは事務
方でも結構です」と呼ぶ）

○宮地政府参考人 お答えを申し上げます。
本人確認の場合に、例えば運転免許証などで、
厳格に本人確認できるものについては一点でよい
場合もございしますが、それ以外の場合は、市町村
長が認めるような書類を二点用意していただくな
どの扱いの中で、公共料金の領収書など、そうい
う住所が確認できるものも使つていただく、それ
は可能でございます。

○階委員 ということで、そういうことで手続の
負担を軽くするというのが一つ大事である反面、
ただ、そうはいっても、本人が行かなくちゃいけ
ないというのはなかなかおっくうだなということ
で、せつかく届いたこれを放置したままにしてお
く。放置したままにしておくと、これは通知カ
ードと申請書がセットになつていきますね。これだけ
でも重要な情報がある。

それから、さつき言ったように手紙とかはがき
でも本人確認として足りるということであれば、
利便性としてはいいんですけども、赤の他人が
もしこれを手に入れた場合に、簡単に成り済まし

して、その人の写真を使った偽造の個人番号カードをつくって、それでもって、印鑑証明とか、あるいは保険証にも使えるところに書いてしまったけれども、そういったものを使って犯罪を生じるのではないかと思っております。

こういったことにも懸念して法務省としては犯罪防止に取り組みべきだと思うんですが、大臣からその点について御所見を伺います。

○岩城国務大臣 階委員から、マイナンバー制度にかかわるさまざまな懸念が示されました。

マイナンバー制度は法務省が所管するものではなく、大臣としてお答えする立場にはありませんが、一般論として申し上げますと、罰則規定もある新たな制度が導入されれば、当該制度に係る犯罪が発生する可能性は考えておく必要があるものと思っております。そして、捜査機関としてはそうした犯罪に適正に対応していくことになるもの、そのように考えております。

以上です。

○階委員 非常に国民の関心も高く、また不安を抱く方も多いということで、ぜひ副大臣には丁寧な御対応をよろしくお願いしたいと思います。

では、副大臣はもう結構です。ありがとうございます。

もう時間が少なくなりましたので、最後に、特定秘密保護法の担当でもいらっしやるということ、法務大臣に伺います。

きのう、参議院の情報監視審査会というところで、国会では初めて、政府から特定秘密が記載された文書を提出させて、それをチェックするとい

うことを行ったようです。これは、国会の行政権の監視という意味では、冒頭に申し上げた三権分立の観点からも非常に重要なことで、ぜひ政府には積極的に対応していただきたいと思っております。

私は今、民主党の中で行政改革、行政刷新担当のネクスト大臣というものを拝命しております。きのう行われたこの情報監視審査会でどういう秘密が提出されたのか、また、その秘密指定が適正と判断するに至った経緯とか議論の身なども、同僚の議員もその場に出ておりますので、ちょっとお聞きしたいなと思っておりますね。

ところで、これは特定秘密保護法違反にはならないのかどうか。私としては、国会議員として当然の職務でありますし、今の私の立場からしてもこれは必ずやりたいなと思っておりますが、これによって私が罪に問われることはないですか。

では、委員長、時間が参りましたので、後刻理事会にでも文書の形で、事は私が犯罪者になるかどうかということにかかわることですから、でも非常に重要なことだと私は思っておりますので、ぜひ文書の形で御提出いただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。
○奥野委員長 それでは、法務省の大臣、しっかりと報告書をつくって理事会に出してください。